送付先 Fax:03-5835-3012

MarkNext Co.,Ltd.

御 注 文 書

日付:

㈱マーク・ネクスト 御中

御社名		業態	
ご担当者様			
〒			
送付先			
Tel :			
Fax :			
e-mail :			
土日祝 受取	可能 / 不可		

＊下記の通り御発注申し上げます 。

商品コード	商品名	数量	単位
	プリンタグ・スタンダード	1	式

備考;

＊ご発注に向けsheet2～3 に記載されている使用許諾契約書への同意が前提となります。
＊プリンタグ・スタンダードは1ライセンスとなります(同事務所内に限り2台目以降は4,500円税別)。

プリンタグ・ラベル発行プログラム使用許諾契約書

株式会社マーク・ネクスト

このソフトウェアを使用する前に本使用許諾契約書（以下「この契約書」といいます）を慎重にお読み下さい。
このソフトウェアをインストール、複製、その他の方法で使用された場合、この契約書上のすべての条件に拘束され従うことに同意したとみなされます。この契約書に同意できない場合は、このソフトウェアの使用を中止して下さい。

1. **使用許諾**　株式会社マーク・ネクスト　（以下「当社」といいます）はお客様（以下「使用者」といいます）に対し、この契約書に添付されているコンピュータプログラム、データ及び付属印刷物（以下「ソフトウェア」といいます）を下記の使用条件で使用する権利を許諾します。使用者は「ソフトウェア」が記録されているディスクやその他の記憶媒体を所有することになりますが、「ソフトウェア」に関する著作権その他の権利は当社又は当社のライセンサーが保有しています。使用者はこの契約書によって許諾されている以外ソフトウェアに関するいかなる権利をも取得することはできません。

2. **「ソフトウェア」使用者の資格**　当社は「ソフトウェア」対応の**“当社製のラベルを一定量及び定期的に購入し日本国内でのみ使用する企業もしくは個人”**に対してのみ限定して「ソフトウェア」の使用を許諾します。

3. **使用者の権利**　この契約書の条件に従って、使用者は「ソフトウェア」を**“1台のコンピュータ”**にインストールして使用することができます。更に、バックアップ用として、「ソフトウェア」を現状の形式で1部複製することができます。但し、「ソフトウェア」に記載されている著作権およびその他の財産権の表示と同じ表示を複製物に付けなければなりません。使用者は、「ソフトウェア」およびこの契約書に基づく「ソフトウェア」に関するすべての権利は第三者に譲渡することはできません。

4. **使用者の禁止事項**　この契約書で許諾されていない方法で「ソフトウェア」を使用したり、その複製物を作ったりすることはできません。使用者は「ソフトウェア」を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアその他の方法により「ソフトウェア」のソースコードを追跡するような試みをすることはできません。使用者は、「ソフトウェア」を、レンタル、リース、貸付、再頒布することはできません。また、使用者は、「ソフトウェア」を変更したり、「ソフトウェア」の全体又は一部を使用して二次的著作物を作成することはできません。

5. **「ソフトウェア」の使用期間と契約の終了**　使用者は、「ソフトウェア」受領時点から**2年間**継続して「ソフトウェア」を使用することができます。使用期間満了時には、使用者が一定量の「ソフトウェア」対応のラベルを定期的に使用していると判断された場合当社から使用期限延長の手段を提供します。また、使用者は「ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破棄することによりいつでもこの契約を終了することができます。使用者がこの契約書の条項のいずれかに違反した場合には、当社から通告することなく、直ちにこの契約は解除されます。使用者はこの契約の終了時には、「ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破棄しなければなりません。

6. **「ソフトウェア」に関する保証の放棄**　使用者は自己の責任において「ソフトウェア」を使用することを認識し、同意するものとします。「ソフトウェア」は、現状のまま提供され如何なる種類の保証もありません。当社は、明示的あるいは黙示的なすべての保証を放棄します。ここでいう保証とは、商品化・商業可能性・使用目的についての適切性に関する保証をいいますが、これに限定されるものではありません。当社は、「ソフトウェア」に含まれた機能が使用者の要求を満足させること、あるいは「ソフトウェア」の操作が停止せずエラーがないこと、「ソフトウェア」の欠陥が当社によって修正されることについても保証しません。更に、当社は、「ソフトウェア」の使用及び使用結果の正確性、適確性、信頼性を保証したり表明したりすることはありません。当社から、口頭あるいは文書で情報やアドバイスがあったとしても、それは、新たな保証を提供したり本保証の範囲を広げたりするものではありません。もし、「ソフトウェア」に欠陥があった場合は、当社には全く関係のないことであり、使用者自身がその必要なサービスや補修にかかる費用を負担するものとします。

7. **責任の制限** 当社は、過失も含めた如何なる場合においても、「ソフトウェア」を使用又は使用不能から生じた偶発的、特別、間接損害の責任を負わないものとします。これは当社及び当社の代理人がそのような可能性を通知されていた場合にも同様です。「ソフトウェア」が有償で使用許諾されたときは、如何なる場合においても、当社に責任がある場合の上限の賠償額は、使用者の損害、損失、訴訟費用等いっさいの費用を含めて、使用者が支払った「ソフトウェア」の代金総額を超えないものとします。

8. **準拠法及び分離性** この契約書は、日本法を準拠法として、同法によって解釈されるものです。この契約書の中のある条項が裁判所によって無効と判断された場合でも、残りの条項は効力を有します。

9. **契約の完全合意性** この契約書は、「ソフトウェア」の使用について、使用者と当社の間で取り決められた内容のすべてを記載するものであり、本件に関して、今までに取り交わした契約（口頭、文書の両方を含みます）に優先して適用されるものです。この契約書に関して、改訂、変更がなされないものとします。